

福祉サービス第三者評価結果の公表様式〔保育所〕

①第三者評価機関名

(株) 第三者評価機構 静岡評価調査室

②施設・事業所情報

名称：静岡市立東新田こども園	種別：幼保連携型認定こども園
代表者氏名：園長 海野 貴美子	定員（利用人数）： 170（112）名
所在地：静岡県静岡市駿河区東新田4丁目1-40	
TEL：054-257-0256	ホームページ：https://www.city.shizuoka.lg.jp
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和55年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：静岡市	
職員数	常勤職員： 25名 非常勤職員 19名
専門職員	園長 1名 保育補助員 2名
	保育士 36名 調理員 5名
	嘱託医 4名 事務員 1名
	薬剤師 1名
施設・設備の概要	(居室数) 保育室 9部屋 (設備等) 給食室・プール 一時保育室・ホール

③理念・基本方針

(1) 理念

【静岡市子ども・子育て若者プラン基本理念】

○静岡市は子どもの育ちを市民が一体となって支え、人とのつながりの中で、すすんで社会に参画する若者をはぐくみます

【静岡市教育振興基本計画】

○目指す子どもの姿 「たくましく しなやかな子どもたち」

- ・自己肯定感を高める子 ・夢中になって遊ぶ子
- ・明るく伸び伸び生活する子 ・自分らしく表現する子 ・楽しんで関わる子

【こども園事業の目的】

- 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施
- 小学校就学前の子どもへの保護者に対する子育ての支援

【こども園運営方針】

○教育基本法、就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令並びに関係条例を遵守します

○園児の心身の発達と、園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成し、これに基づき園を運営します

【静岡市立こども園における目指す子どもの姿】

○「たくましく しなやかな子どもたち」

【東新田こども園 教育保育目標】

○「自分が好き 友だちが好き。 心豊かでたくましい子」

【東新田こども園 経営目標】

○笑顔がいっぱい！わくわくがいっぱい！地域に愛されるこども園

(2) 基本方針

【東新田こども園 令和4年度重点目標】

「たのしい・おもしろいを深める」

【東新田こども園 令和4年度教育保育の柱】

- ・気づき 考え 夢中になって遊ぶ子
- ・よく食べ よく笑う 元気な子
- ・思いを豊かに表現する子

④施設・事業所の特徴的な取組

1) 教育・保育の質の向上

- ・静岡市教員育成指標に基づく階層別研修、園長会主催の資質・実践力研修への参加
- ・こども園課による訪問指導（当初訪問・支部拠点園公開保育）による教育・保育の実践
- ・自園の研修テーマに沿った園内研修による学びの実践

2) 職員の資質向上

- ・キャリアステージに応じた研修参加の学びによる専門性の向上
- ・他園の公開保育参観での学びの実践

3) 安心・安全なこども園作り

- ・避難訓練・不審者訓練、交通安全指導、交通教室の実施（キッズゾーンの設置、キッズガードの配置）
- ・毎月の面談によるアレルギー児への対応

4) 家庭、地域、小学校との連携

- ・園だよりによる活動の発信
- ・公開保育、公開授業への参加
- ・近隣の小学校訪問
- ・地域との交流（せきれい会、仏教会、しだの会、長田ふれあい会）

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年8月1日（契約日） ～ 令和5年2月28日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1 回（平成22年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

求める人材像を明確にした研修体制が構築され、PDCAサイクルの恒常的な実践で保育の質の向上に邁進しています

静岡県教員育成指標にもとづき、着任時から基礎期、向上期、充実期といったステージと、遊び指導力や生活運営力、子育ての支援力といった素養を明確にし、体系化された研修計画の構築で資質向上をはかるとともに、年度ごと園評価に取組み、園評価指標に沿って園の教育・保育活動、その他の園運営について目標の達成状況や取組みの適切さなどを評価し、静岡市のホームページで公表しています。さらに園の教育・保育目標の実現に向け、前年度の課題を踏まえて園の子どもの遊びの実態を見取り、『遊び改善構想』として研修テーマを定め、手立てにもとづいて実践しています。園評価、『遊び改善構想』は静岡市立こども園全園が取組み、東新田こども園では平成31年度、令和2年度と静岡市こども園課研修指定園としての役割を担い、令和3年度の研修指定発表「子どもの気付きを膨らませ、探究の過程を支える保育教諭の援助～おもしろい！もっとやりたいな～」では、その取組みが認められ「はごろも教育研究奨励賞」を受賞しています。令和4年度からはこども園課研修支部拠点園として、質の向上に向け、さらに職員が一丸となって日々邁進しています。

安全・安心なこども園作りに向け、たゆみない努力が続けられています

新型コロナウイルス感染防止対策をはじめ、地震、火災、洪水、不審者など様々な災害を想定した訓練を重ねて非常時に備えるとともに、交通安全指導における散歩コースの安全確認や交通ルールの確認、また、安全指導の職務分掌が中心となり、ヒヤリハットを重視したリスクマネジメントなど、子どもたちが日々安全に過ごすための取組みに力を入れています。特に令和3年10月より園の周辺道路が「キッズ・ゾーン」として設定され、運用を開始しています。「キッズ・ゾーン」はこども園の周辺道路の道路面に「キッズ・ゾーン」と標示し、近くにこども園などがあることや散歩等で通行する道路であることを自動車の運転手に周知し、安全運転を呼び掛けるもので、散歩等の園外活動時における園児の安全確保を推進しています。園児の散歩中は、園児の引率を補助する会計年度任用職員の「キッズガード」が活躍しており、今後は、実施後の効果検証をおこない、市立・私立各園の周辺道路状況を踏まえ、必要な個所への展開が検討されることになっています。

「コロナ禍でできない」をバネに、開催の方法を考えて行事や活動に取り組んでいます

例年は地域のお祭りへの参加や絵画展、ボランティア・高齢者との交流等、豊富な機会がありますが、コロナ禍で中止や延期が相次ぎました。しかし、園で過ごす子どもたちの一日、一ヶ月、一年はかけがえのないものとして、さまざまな体験を叶えるべく、その開催方法を工夫して行事や活動に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染予防対策として通常の開催ができない運動会や発表会は、学年別入替制として実施し、子どもたちの成長を保護者と共有しています。また、例年、公民館で年長児にコマ回しや竹馬を指南してくれる地域の老人会「せきれい会」との交流は、メンバー約20名を園に招き、焼き芋大会としておこなわれています。さつま芋と一緒に包む工程から、焼きあがるまで園児た

ちの歌や踊りを楽しんでもらうなど、心も体もあたたまる機会となりました。また、長田ふれあいまつりでは、会場が近隣の小学校の体育館を使用しておこなわれるという機会に恵まれ、参加した年長児には、小学校体験の貴重な一日にもなっています。

◇改善を求められる点

園の取組みが保護者に「伝わる」発信を期待します

コロナ禍により通常のように園内へ入れなくなったため、日頃の保育を見る機会も少なくなった結果、今回の第三者評価利用者アンケートでは「様子がわからない」といった意見が多々ありました。園では保護者の不安解消のため、写真を活用したクラスボード、クラスだより、玄関先への作品展示等、すでにさまざまな試みがおこなわれていますが、リスクマネジメントへの取組みの報告等も含め、敢えて課題とし、社会状況が刻々と変化する中で実状に即した発信を期待いたします。

災害時における事業継続計画の運用が期待されます

安全確保のための取組みは積極的におこなわれていますが、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに保育を継続することが求められます。「事業（保育）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策が進むことを期待いたします。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

資料と訪問日での話から、的確な評価と丁寧なコメントをいただき、改めて自園の課題を見直すよい機会となりました。特に研修に関する項目は高評価をいただき、研修指定園、支部拠点園として職員一同頑張ってきたことが認められ励みになりました。また、安全・安心なこども園作り、コロナ禍での行事や活動への取組みの項目についても現状で行っていることを継続するとともに、その時の状況を捉え、新しい方法を考えながら進めていきたいと思えます。利用者アンケートからもコロナ禍のため園内に入れない、担任との会話が十分にできないとのご意見があり、日常の様子がわかりづらく、不安に感じていることがよくわかりました。今後、コロナや災害対応の状況は変化していくことが予測されます。事前に見通しを持ち、様々な状況を想定した対策を立て、保護者にわかりやすく発信していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針は園要覧や入園のしおり、重要事項説明書、全体的な計画、ホームページ等に記載され、これを反映したランドデザインに園の目指す方向性や考え方を読み取ることができます。『遊び改善構想』として年度ごとに取組む研修テーマに落とし込み、職員会議や園内研修をもって定期的に確認し、一人ひとりの理解度を把握した上で人事評価面談において再確認しています。また、『遊び改善構想』への取組みを通して一年の教育・保育を振り返り、その積み重ねを協議して翌年度の園教育・保育目標につなげています。保護者等へは、新型コロナウイルス感染症により通常通りの保育説明会が実施できない状況の中、より丁寧な資料を作成して学年ごと、クラス別等、小集団で説明をおこなって周知を図り、年度末の保護者アンケートでその周知状況を確認し次年に活かしています。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>全国保育協議会会報「ぜんほきょう」・保育士会だより・こども園主催の研修、新聞等から社会福祉事業の動向を掴み、静岡市地域福祉基本計画、静岡市子ども子育て若者プランより内容を把握し保育に反映させています。また、令和4年度初回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となっていますが、園が属する長田地区子育て支援協議会に出席して地域の動向を把握し、長田地区のおしゃべりサロン通信を作成、回覧しています。園が実施するおしゃべりサロンや園見学者、保護者アンケートから要望や意見を把握して各年度の事業計画に活かしていますが、コロナ禍による活動制限に伴い潜在的ニーズは掴みにくい状況となっていることは否めません。入所率は毎月年齢区分表にて把握、こども園課に提出しています。</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めてい	a・②・c

	る。	
<p><コメント> 現状把握にもとづき、経営環境や保育内容、研修、環境、人材育成、家庭との連携、地域との連携等、具体的な課題を園評価や中・長期計画に組み入れ明らかにしています。園評価は評価指標に沿って職員が自己評価した後、学校評議員会で報告し助言を得て公表されるもので、静岡市立こども園全園が取り組んでいます。改善すべき課題は職員会議などで周知した後、乳児・幼児会議に考えを持ち寄り、話し合い、取り組めることから実施しています。園評価は年度中期と年度末に職員で評価をおこない、改善策をあげ、その後の保育、経営に活かしています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント> 理念や基本方針の実現に向けたビジョンを明確に示し、長期計画及び前年度の反省を踏まえた3年の中長期計画を策定しています。中長期計画は、「教育・保育の質の向上」「職員の資質向上」「安心安全なこども園作り」「家庭、地域、小学校との連携」に分けて実施回数等の数値目標を掲げ、具体的な成果を設定した内容となっています。配当予算収支計画も策定し、中長期計画は年度ごとに反省と改善点を記載して次年につなげており、今後も継続的な運用が期待されます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント> 中長期計画を踏まえた単年度計画は、『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画』として「グランドデザイン」「教育課程の概要」「遊び改善構想」等、人材育成については、静岡市教員育成指標、園長会主催研修会の年間計画に具体的に示されており、単なる行事計画にはなっていません。事業計画は園務分掌や行事ごとに、ねらい、内容、実施回数が明記され、実施状況の評価がおこなえる内容となっています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント> 学級経営や研修、安全指導、交流・連携等の園務分掌及び行事担当者による企画立案、職員会議での協議、実施後の反省や振り返りを集約・反映して次年度の事業計画が策定され、マネジメントサイクルにのせています。各行事実施後の反省、前期・後期で実施する園評価、年度末の各分掌や行事担当ごとの振り返りと、あらかじめ定めた時期に評価をおこない、これをもとに次年度の計画を検討し、『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画』を作成して全職員に配付・周知されています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c

<コメント>

例年は4月に保育説明会を実施し、この機に事業計画の内容を説明していますが、新型コロナウイルス感染予防の観点から中止し、今年度は年間行事が記載された重要事項説明書、グランドデザインが記載された入園のしおり、年間計画表等、資料の配布のみとしています。これを補う形で保育参加会や園行事の機会に、より丁寧な資料を作成して学年ごと、クラスごとに説明をおこなっています。その他、園だより、クラスだより、クラスボード（幼児組）での掲示等、視覚で分かりやすく子どもの様子を伝え、保護者からの問い合わせには個別説明もおこなっています。また、書面配付や口頭・ボード通知に留まらず、健診や行事等実施日の前日にメールで知らせることでより参加率を高めています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の保育の振り返りをはじめ、月・週日案の自己評価や分掌担当者を中心にした年間計画・行事の反省・改善策検討などを職員会議で共有する他、静岡市立こども園全園が、教育及び保育の質の向上に資することを目的として毎年園評価に取組み、各こども園の教育・保育活動、その他の園運営について目標の達成状況や取組みの適切さなどを評価し、PDCAサイクルを確立させています。園評価は前期・後期と年2回各職員による自己評価後、職員会議にて園としての評価を取りまとめ、学校評議員会において園関係者評価委員に園説明をおこない、評価を受けています。第三者評価は平成22年度を受審から2度目となり、定期的とはいえませんが、組織的に保育の質の向上に関する取組みが実施されています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園評価書に園説明、自己評価・関係者評価、園関係者評価委員からの意見、改善策を明記して課題を文書化し、静岡市のホームページで公表しています。園評価によって明確になった課題について、職員会議や分掌ごとで話し合いをおこなって改善策（来年度の具体的な取組目標等）を示し、次年度の事業計画に反映しています。改善策や改善の実施状況の評価は乳児会議・幼児会議・各分掌会議・職員会議等で振り返り、必要に応じて計画を見直し、実践しています。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	①・b・c

<p><コメント></p> <p>静岡市立こども園人事評価における「組織重点目標シート」を作成し、経営・管理方針と取組みを明確にしています。またグランドデザインを作成し、年度当初の職員会議で大事にしてほしいところを職員に説明するとともに、園務分掌、会議や研修体系も含め、『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画』に記載し、新年度当初職員に配付・周知しています。有事における施設長の役割と責任について、災害時役割分担表で明確化し、園長不在の時は副園長、園長・副園長不在の時は主任保育教諭が責任者となり指揮を執るようフローチャートに記載しています。</p>		
11	<p>Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>地方公務員法、静岡市準公金取り扱い基準を理解し、こども園課による事務説明会に参加して取引事業者との公正な取引を保持しています。園長研修においてメンタルヘルス、リスクマネジメント、法令等の研修を受講し、管理職として必要な知識を習得するように努め、労働条件・職場環境に関する資料等、ファイルして事務室に保管し、いつでも取り出して確認できるようにしています。遵守すべき法令等は職員会議での伝達や読み合せ、オンライン学習により職員に周知し、情報セキュリティ研修等の受講や3ヶ月ごとの個人情報漏洩防止セルフチェックリストの実施で意識づけています。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>人事評価の組織重点目標シートに「重点目標実現のための手立てに基づく教育・保育がなされている」をあげ、職員に対して当初面談、中間面談、評価時面談を実施し、その都度助言、評価をおこなっています。課題となる内容の報告を受けた時には、実際に保育を観察した上で現状を把握し、内容によって副園長、主任保育教諭と改善策を見出し、それぞれの立場から取り組めるように指導しています。また、各分掌のリーダーが中心となり研修や活動を進める中で相談に応じた助言や、会議で方向性を提示するなど、ねらいに沿った保育が展開できるよう働きかけています。さらに、こども園課主催研修、園長会主催研修、他園の公開保育、近隣の小学校公開授業、他機関の研修にも参加できるよう研修体制を整えています。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>年齢区分表、職員構成調べにより人員の把握をするとともにローテーション表を作成し、これをもとに1カ月の人事、労務を明確にしています。副園長、各学年リーダーとともに月2回の職員会議、乳児・幼児会議、園務分掌や行事担当等、組織内の体制を構築し、自らも積極的にその活動に参画しています。新型コロナウイルス感染拡大対策徹底の措置として、園行事の内容の変更や中止、早番から遅番までクラス保育の実施など、本来の保育形態とは異なる状況下で、効果的な人員配置と効率よく業務を進めるための指導・助言をはじめ、職員の健康状態の把握、休憩時間や事務時間の確保や年次有給休暇が計画的に取得できるよう、副園長とともに園運営を進めています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市職員採用選考や会計年度任用職員採用選考等、採用に関する条件、人材確保の方針が確立され、また、育成に関しても静岡市職員としての育成指標や静岡市こども園職員育成指標として目指すべき姿が構築されています。静岡市が定めた基準による人員配置に対し、不足人員を年齢区分表に明記して必要な人材確保に取組み、「効果的な人材確保」への取組みの余地はありますが、地域への呼びかけや募集のポスターを掲示したり、職員による有資格者への呼びかけも併せておこなったりして幼児クラスは各クラス2名ずつの配置が叶っています。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市の「目指すべき人材像」や、人事評価制度での「目指すべき役割に応じた行動」に期待する職員像が記され、人事基準については正規職員、会計年度任用職員それぞれに静岡市の採用基準として定められ、採用時及び更新時に確認と周知がなされています。正規職員・会計年度任用職員ともに人事評価面談や自己申告書（正規）、勤務意向調査（会計年度任用職員）で意見や意向を聞き取り、職員の処遇改善については園長会の職員関係専門部を中心に話し合いをおこない、必要事項をこども園課に要望しています。また、静岡市教員育成指標に沿った研修で、段階を踏みながら資質向上と自らの将来の姿を描くことができるような仕組みが構築されています。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>組織重点目標シートに「職員のワークライフバランスの推進」を目標に掲げ、毎月職員の時間外勤務時間数、年次有給休暇取得日数を確認し、副園長と職員配置状況を確認しながら、年次有給休暇や両立支援休暇取得の推進を心がけています。職員の定期健康診断、ストレスチェック、腰痛及び頸骨腕障害検査を実施して健康維持に留意し、人事評価面談において意見や思いを聞き相談に応じています。また、静岡市職員互助会、教職員共済の福利厚生事業の案内を配付・回覧し、感染症防止の観点から職員の親睦を目的とする取り組みが難しい中、職員同士が気軽に話ができる雰囲気作りを心掛けています。特に新任の職員にはできる限り声を掛け業務上の疑問や悩みが解決できるようにしています。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価制度により園長が作成した経営シートの内容を職員が周知し、行動評価に静岡市・こども園の職員として期待する職員像が記され、これを基に個々の目標が立てられています。</p>		

<p>目標設定は、目標項目、目標水準、自身の役割が明確にされ、目標設定時面談において目標と自身の役割の確認とともに、より具体的な目標の設定を働きかけています。また、中間フォロー面談をおこない、進捗状況やその後の取組みや達成見込みを見極め、アドバイスし、年度末に達成度を確認して次年につなげています。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> グランドデザインや研修計画に目指す職員像を掲げ、静岡市教員育成指標にもとづいた各種研修計画が策定されています。こども園に勤務するにあたり必要な資格（保育士資格、幼稚園教諭免許）は採用時に明示され、こども園移行期間として令和6年までに、資格や免許のない職員は取得を、免許更新が必要な職員は更新することが職員に周知されています。静岡市教員育成指標は着任時から基礎期、向上期、充実期といったステージと、遊び指導力や生活運営力、子育ての支援力といった素養を明確にし、体系化された研修計画が構築されていますが、研修や、学びを共有する会議に参加するための時間の確保には課題が残ります。研修計画は園評価の中間評価、年度末に反省と見直しをおこない、次年度に反映しています。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 経験年数、日々の保育や研修、分掌への取組みにより知識・技術、能力水準を把握して、職員一人ひとりに必要な教育・研修がおこなわれています。新規採用職員は「OJTノート」に従って、OJT指導員研修に参加したクラスの先輩職員・副園長によるOJTが実施され、階層別（新任、中堅、副主任、主任、副園長、園長）、職種別（調理員）、テーマ別（遊び指導力、生活運営力、子育ての支援力、組織運営力）の研修機会が確保されています。外部研修についてはコロナ禍での影響から中止や延期となるものも多くある中で、リモートによる研修の開催も増え、その機会を活用しています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 実習生受け入れマニュアルを整備して基本姿勢を明文化し、副園長が窓口となってオリエンテーションを実施しています。専門職種の特性に配慮したプログラムは作成されていませんが、実習のねらいや取組みの内容によって配置するクラスや期間中のスケジュールを作成しています。看護学生や保育専門学校等、毎年数名を受け入れてきましたが新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった実習もあります。実習期間中には、来園する実習生の養成校担当教諭に実習生の様子を知らせ、プログラムを確認するとともに学校との情報交換をおこなっています。また、実習最終日には実習生と職員でカンファレンスをおこなって実習が有意義なものになるようにしています。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われてい</p>	<p>①・b・c</p>

	る。	
<p><コメント> ホームページ、重要事項説明書、要覧等に理念や方針、保育内容等を記載し、苦情・相談等の体制は事務室前にポスター掲示しています。静岡市のホームページに園評価の結果を公開するとともに、苦情内容はその内容に配慮しながら本人同意のもと園だよりで公表しています。また、地域の主任児童委員や保護者会会長が任命されている学校評議員会において、園評価書やグランドデザインを提示して園の理念や基本方針を説明し、園が実施するあそび・子育ておしゃべりサロンの年間計画を見学者に配布するなど、運営の透明性に努めています。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 各予算の執行や事務処理業務は、事務研修を受講した園長、副園長、会計年度任用職員事務員が担当し、事務、経理、取引はこども園課による指導と管理がおこなわれています。園での作成書類がこども園課で確認された後、会計課に送られる等、執行されるまでには複数回のチェック体制がとられています。年に一度、社会福祉施設指導監査を受けていますが、外部監査にあたる包括外部監査は毎年実施されていません。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 地域との関わり方についてグランドデザインや『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画』に明示し、玄関にポスター掲示をしたり地域行事のチラシを自由に取り出せるようにパンフレットスタンドを設置して情報提供しています。新型コロナウイルス感染防止のため中止や延期となっていますが、「せきれい会」（コマ回しや馬を通じた高齢者との交流）や「しだの会」（獅子舞披露）との交流、長田東まつり（年長児による踊り披露）への参加等、地域の恒例行事には子どもの個別状況に配慮しつつ職員も参加して活動を盛り上げ、また、あそび・子育ておしゃべりサロンの参加者や連携園との交流の機会も設けられています。勤労感謝の訪問では地域の消防署や交番、医療機関などに出向き、園児たちの手作りカレンダーを手渡すなど、行事に合わせ地域の社会資源を利用し、保護者にも園だより等で情報提供しています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント> ボランティア受入れマニュアル、職場体験のマニュアルに基本姿勢を明文化し、目的、内容、受け入れ手順、留意事項が記載され、これにもとづいて受け入れをおこなっています。受け入れ担当は副園長とし、オリエンテーションをおこなって子どもと交流を図る際の注意点を説明しています。コロナ禍のため学校側の対応も変わってきていますが、活動内容に合わせ、中学生の職場体験は事前に中学生担当教諭と園が連絡を取り合い、学校の要望に沿って実施</p>		

しています。地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会とこども園をつなぐ柱の一つとして、今後も新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、実情に即した受け入れがおこなわれることが期待されます。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

子育てハンドブックや医療マップ等、地域の関係機関の連絡先の表を事務所に掲示し共有化を図っています。長田保健センター保健師や、駿河区子育て支援課家庭児童相談係、児童相談所、近隣校等と情報共有し、必要に応じた園訪問で園児の様子を把握し、家庭支援をおこなっています。また、言語教室の職員と特別な支援を必要とする園児についての情報共有や、児童相談所、駿河区子育て支援課家庭児童相談係と連携を図り、いつでも連絡し合える体制が整っています。引き続き定期的な連絡会への出席等、地域全体で課題となっている点についてのニーズの把握や、解決に向けた協働の取組みがおこなわれることを期待します。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
----	---------------------------------------	-------

<コメント>

年間計画に沿って園主催のあそび・子育ておしゃべりサロンを実施しています。入園申込の時期が近づくに連れて未就園児の参加者が増え、それぞれ子育ての悩みを抱えながらも、コロナ禍で気軽に情報交換したり相談できる場所がなくなっている現状を鑑み、参加者が気軽に話をしたり、くつろげる雰囲気作りを心掛け、未就園児保護者の相談に応じニーズを把握しています。長田保健センター、幼児言語教室、医療福祉センター、特別支援学校、療育施設などと連携し、特別な支援が必要な園児の支援を進め、園長が長田地区の「長田子育て支援協議会」に参加し、地域のニーズや課題の把握に努めています。

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

長田保健センターの保健師、児童相談所、駿河区子育て支援課家庭児童相談係の職員との連携体制をとり、具体的な福祉ニーズの把握に努め、年3回の学校評議員会では、園の評議員を務める主任児童委員から地域のニーズについて情報を得ています。また、「あそび・子育ておしゃべりサロン」の開催や園見学により、地域の子育て中の保護者の交流の機会をつくっています。「あそび・子育ておしゃべりサロン」は年間計画にもとづいて毎月1回開催され、身体測定や離乳食展示見学をはじめ、保健師による講話や歯科衛生士からの歯磨き指導、栄養士による離乳食のすすめ方、講師が紹介する親子触れ合い遊び、読み聞かせ、おしゃべり会など毎月多彩な内容で実施し、子育ての不安や悩みをもつ保護者へ専門的な立場から相談に応じる機会を設けています。地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人々のための備えや支援の取組みはおこなわれていません。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針は、子どもの主体性や自主性を尊重した内容になっており、折に触れて目にすることができるように倫理綱領を各クラスに掲示するとともに、子どもへのスキンシップについて各クラスで話し合い、人権に配慮した保育を実践につなげています。また、人権擁護委員と協力して幼児を対象にした人権教育事業（人権教室）や、静岡市国際交流課による国際理解講座、静岡市福祉総務課による人権教育を実施して、内容について保護者に知らせています。世界地図、国旗の絵本など、園児が日本以外の国や世界に興味を持てる環境を整え、職員は人権擁護のためのセルフチェックリストを通して、子どもを尊重することや子どもの人権擁護について考え、自らの保育を振り返っています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・㉗・c
<p><コメント></p> <p>「個人情報保護条例」や個人情報マニュアルを整備し、職員は3ヶ月ごとの個人情報漏洩防止セルフチェックリストでの記入やオンラインによる情報セキュリティ研修を受講してその理解を図っています。保護者との面談には事務室や一時保育室を利用して他の保護者や職員が出入りをしないようにしています。また、園児が着替える際にはカーテンを閉め、プールやシャワーの際には動線を考え外部からの視線が避けられるようにしたり、必要に応じてカーテンやパーテーションで仕切り、目隠しができる環境を整えたりしてプライバシーに配慮しています。マニュアル等への記載があるとなおよいと思われれます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>アクセスすれば誰でも見ることが出来る静岡市のホームページには園の概要、理念や基本方針、活動や取組みが掲載されており、さらに年4回、写真を交えた園の活動を紹介し、様子の把握がしやすくなりました。また、園の受け入れや保育時間等の一覧表が掲載された「広報しずおか『静岡気分』」が各家庭に配付されています。見学の際は希望日を聞いてできる限り沿えるよう日程及び見学時間の調整をし、園の特性などについて詳しく伝え、質問の時間を設け、わかりやすく答えるように心掛けています。ホームページについては、担当職員を中心に毎年見直しが行われています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉖・b・c
<p><コメント></p>		

保育の開始に際して、入園前のオリエンテーションで入園のしおりや重要事項説明書を使って説明し同意書を交わしています。4月に園児のみの行事、保護者参加の行事などを明記した行事の年間計画を配付し、また、入園のしおりでは準備する持ち物等にサイズ付きのイラストを入れ、実物を見せるなどして保護者が理解しやすいよう配慮しています。日本語の理解が難しい外国人の保護者には、国際交流課多文化共生推進係にて多言語通訳タブレット(テレビ電話)の活用や多言語電話通訳サービス(三者通話)、おたより等の翻訳依頼などの協力体制が整えられ、全こども園に周知されています。

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
園児の指導要録の様式及び取り扱いの規定により、公立園への転入、転園の際は在園証明書の発行や指導要録及び健康診断の結果を送付し、保育の継続性に配慮しています。また公立園以外でも必要な書類等、連絡を取り合って準備、送付しその継続性に配慮しています。公立園のため職員の異動はありますが、転退園後も電話や訪問等保護者が希望する方法で相談が出来ることを口頭や園だより・クラスだよりで伝え、転退園児、卒園児やその保護者が相談に来た場合は、園長・副園長が窓口となりいつでも受入れる体制があります。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
今年度の重点目標に「たのしい・おもしろいを深める」を掲げ、各歳児に合った子どもとの保育の振り返りや、各歳児の担任同士が、今日の保育について話す中で、何を楽しんでいたのか、興味関心があったのかなど、子どもの様子を共有し合い把握できるよう努めています。保護者に対しては保育参加会後の個別面談、行事实施後のアンケートや保護者アンケートを取って満足度を把握し、園長は保護者会長と話す機会を設け、行事や園運営に関する情報の共有をしています。(例年は保育説明会後に保護者懇談会を設けていますが、昨年度よりコロナ禍のため中止しています)保護者アンケートは担当職員が集計後、職員間で共有、検討するとともに、学校評議員会でも報告し、改善点を挙げ次年度の計画に活かされています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
----	--------------------------------------	-------

<コメント>
苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を副園長と定め、2名の第三者委員を設置して苦情解決の体制を整備しています。玄関に苦情解決に関するポスターを掲示し、また、保護者に配付する重要事項説明書には「要望・苦情に関する相談窓口」についての記載があり、新入園児オリエンテーション時に説明しています。保護者からの苦情申し立てに対しては迅速に事実内容を確認し、対応や改善策を検討後、保護者との面談等を設けて改善策を伝えるとともに、苦情内容は受付けた職員が苦情受付簿に記録、職員間で共有し、園全体で改善策を検討して質の向上に努めています。苦情は申し出た保護者に確認した上で了解があれば個人が特定されないよう配慮した上で、園だよりで公表しています。

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>要望・苦情等に関して苦情解決責任者を園長とし、苦情解決担当者の副園長または苦情解決相談委員（主任児童委員2名）と、複数の相手を選べることを重要事項説明書に記載し、入園時オリエンテーションにおいて説明及び配付をしています。また、事務室前に苦情解決に関するポスターを掲示し、意見箱の設置、個別面談、アンケートの実施等、意見を述べやすい環境に配慮しています。面談の際は事務室や一時保育室を相談室とし、他の職員や保護者の目に入らないよう、落ち着いて話ができるスペースを確保しています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>個別面談やアンケートを実施する他、園児の送迎時はできるだけ園長が玄関に立ち、職員は笑顔で子どもや保護者を受け入れ、話しやすく相談しやすい関係を築けるよう努めています。職員は保護者から受けた質問や相談に対し、苦情解決のフローチャートに沿って即答できるものと検討が必要なものを判断し、困難性が高く検討に時間がかかる場合は進捗状況について説明し、了承を得たうえで対応しています。相談や意見を受けた際は面談票にその内容、保護者と確認したことを記録し、フローチャート等、仕組みについては年度末に見直しをおこなっています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>責任者を園長と定め、『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的計画』に緊急時対応マニュアルを明記し、『事故防止安全マニュアル』を全職員に配付して必要時に再確認の読み合せをおこなって周知しています。毎朝、早番保育担当による園舎内外の遊具点検と、毎月、こども園課に施設設備遊具防災検査等安全点検結果報告書を報告し、各クラスでは年齢別安全チェックリストを毎週おこなって安全な環境について評価・見直しをおこなっています。園務分掌の事故防止対策、ヒヤリハット担当者が中心となり、職員から出たヒヤリハットを集計・分析して毎月の会議で報告し、改善策を周知後、追跡評価までおこなって対策の有効性を確認しています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症マニュアルにもとづいてその予防と発生時の対応、実施体制を整え、感染症が発生した場合はその人数をこども園課へ報告し、状況次第で保健所へ通達という管理体制が整備されています。常に最新の情報がこども園課から通知があり、新型コロナウイルス感染症に対しても迅速な対応が図られています。また、こども園課看護師巡回の折、感染予防についての話を聞いたり、嘔吐処理の実践練習を園内研修でおこない、正しい手洗いの方法、うがいの必要性、マスク着用なども各クラスで伝えています。感染症発生時には発生状況や感染症の内容を玄</p>		

関に掲示したり、メール配信で知らせたり、子ども達の体調管理について保護者へも注意を呼びかけており、こども園課看護師が作成する「ナースだより」でも知らせています。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>役割分担表により災害時の対応体制が決められ、年間計画をもとに毎月様々な想定で訓練を実施しています。園は安倍川の洪水浸水想定区域に位置するため、警戒レベル3以上が発令された時には臨時休園の措置がとられています。園舎内外においては落下防止、転倒防止、備蓄管理等必要な対策を講じ、駿河消防署職員による立ち入り検査、こども園課の委託業者による消防設備点検がおこなわれ、備蓄一覧表を作成し、園長、副園長、調理員、事務員で定期的な在庫の管理をおこなっています。園児の引き渡しに関しては入園のしおり、重要事項説明書に災害時の避難場所、引き渡しカード等について記載し、入園時説明会で周知しています。安全確保のための取組みは積極的におこなわれており、今後は事業継続計画の運用が期待されます。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>「保育手順マニュアル」に食事や排泄、睡眠、健康について記し、「事故防止安全マニュアル」では場面別チェックポイント、安全チェックリストが整備されています。また、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」にもとづいた全体的な計画、ランドデザイン、『遊び改善構想』、園評価指標等文書化され、日々の保育に活かしています。さらに指導計画においては「保育改善支援資料」を提示して標準化を図っていますが、子どもの思いや姿を見とり、教材を準備するなど環境を整え、再構成しながら保育を進めており、保育実践が画一的なものとはなっていません。子ども・保護者のプライバシーへの配慮についての明記があるとさらによいと思われます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法は、制度改正や市立こども園園長が集まる「園長会」「木曜会」において、必要に応じて検討され、見直しが図られています。直近では「事故防止安全マニュアル」が令和2年度、「別冊」として「事故防止安全マニュアル～ケガなどの対応について～」が令和3年3月に配付されています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>保護者に記入してもらった児童票、保健調査票や直接保護者から聴き取りした内容をもとに、</p>		

家庭状況や発育及び健康状況、こども園への要望等把握し、3歳未満児について個別指導計画を策定しています。3歳以上児においては個別の指導計画は作成されていませんが、保育日誌において一人ひとりの育ちや援助方法を記録し、年度末に「指導要録」として総合的に発達を捉え次の指導計画につなげています。指導計画にもとづく保育実践は週案、月案での自己評価や日々保育の振り返りから次へつながるようねらいを立てています。また、静岡市の特別面接を受け、特別な支援を必要とする子には保護者と面談の機会を設け、遠城寺式乳幼児分析的発達検査法から特徴を把握し、同意を得たうえで個別支援計画（サポートプラン）を作成しています。さらに障害児支援体制サポート強化事業で支援員や他園の職員と検討し、長田保健センター保健師や子育て支援課家庭児童相談係とも連携を図っています。支援が困難なケースについては、その子の姿を職員会議で協議し、巡回相談等で助言や指導を受け、園内でも情報を共有しながら具体的な支援に役立てています。

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
----	----------------------------------	-------

<コメント>
 指導計画は、月間・週間等それぞれの時期において評価と反省をおこない、年間を通しては年度末に見直しをおこなって次年度につなげる手順となっています。各自の自己評価にもとづいた園評価や学校評議員による評価、保護者アンケートによる保護者の意向把握を総合して指導計画の見直しがなされています。見直した指導計画は関係職員で検討して職員会議で報告周知し、会議に参加できない職員には各担当者からの伝達や紙面で回覧しています。緊急に変更する場合は企画案を朝の打合せで確認し、参加した職員から他の職員に伝達し周知しています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>
 個別指導計画が策定されている0、1、2歳児は個別記録に、幼児クラスは指導計画の中に個別対応について記載し、特別な支援を必要とする子どもにはサポートプラン及び個別記録をもって保育の実践が記録されています。また、年度末に記入している園児指導要録でも確認することができます。日誌は月ごと、週ごとに園長、副園長が確認し、記載内容や書き方については、より具体的で子どもの姿に沿ったものになるよう助言しています。指導要録は「園児指導要録の様式及び取扱い」を参考に作成し、年1回こども園課より指導主事が訪問、閲覧し、書き方の指導を受けています。毎日の流れや活動、研修、職員配置は配置表で確認し、情報共有を目的とした朝の打合せや毎月2回の職員会議において、特別支援の対応や家庭状況の変化を知らせる等必要な情報が的確に届く仕組みが整備されています。

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
----	----------------------------------	-------

<コメント>
 静岡市個人情報保護条例にもとづき、個人情報に関する全ての物を施錠できる書庫に収納し、情報資産、カメラ、SDカードの持ち出しには管理簿への記入、返却の確認をおこなうよう指導しています。保存や破棄はこども園で規定されている文書管理にもとづいておこなわれ、廃棄の方法は溶解文書としてまとめ処理しています。記録管理責任者を園長とし、個人情報の取り扱いについてはオンライン学習による情報セキュリティ研修の受講と、定期的なチェックリストで確認し危機意識を持てるよう働きかけています。保護者へは重要事項説明書、

入園のしおりに記載し、新入児オリエンテーションで説明・同意を得ています。

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>児童憲章、児童の権利に関する条約、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説を踏まえ、年度ごとの子どもの姿や子どもを取りまく家庭、地域の実態などを考慮して、『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画』が編成されています。今年度の園教育・保育目標「自分が好き 友だちが好き 心豊かでたくましい子」を達成するため、「たのしい・おもしろいを深める」を重点目標に掲げ、各分掌の担当者を中心に様々な活動に対する年間計画を立て、月、週、日の振り返りと反省・評価をはじめ年度末の職員会議で今年度の評価と反省をおこない次年度の編成に活かしています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>常時換気、気温や湿度に応じてエアコンや空気清浄機、加湿器を利用して保育環境を整え、各保育室に温度計を設置・記録しています。毎年薬剤師による照度、二酸化炭素濃度、ダニやホルムアルデヒドの測定を実施して環境状態の確認、改善を図り、室内は次亜塩素酸ナトリウムを使った清掃と、新型コロナウイルス感染症対策により玩具などこまめな消毒がおこなわれています。家具の転倒防止及び、乳児の玩具は誤飲しない大きさの物を選び、子どもの遊びや動線に応じて遊具の選定や配置の工夫がなされ、遊びごとのコーナー作り、パーティションの利用等で一人ひとりの遊びを保障し、興味や発達に合わせた手作り玩具の用意、ほっとできる空間を作る等、衛生面に配慮し心地よく過ごせるようにしています。午睡用布団は毎週末家庭に持ち帰り、洗濯、干すなどの手入れを依頼して衛生管理を呼び掛け、トイレはドア、ドアノブ、壁、スリッパ等子どもの手の触れる所を全て消毒し清潔な環境が保たれています。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>入園時に保護者が記入した生活調査票や面談により家庭環境や生活リズム、一人ひとりの発達を把握して職員会議等で伝達し園全体で対応できるようにしています。保育教諭は、目線を子どもの目の高さに合わせてスキンシップをとり、安心して自分の気持ちを表現できる雰囲気をつくるとともに、子どもの視線・表情・仕草等から子どもの気持ちを汲み取り、言葉</p>		

をかけるタイミング、声の大きさ、話す速度など意識して関わるようにしています。保育記録からは、思い通りいかない子どもの気持ちを汲み取り、子どもと同じ目線に立って思いに寄り添い、見守り、待つ姿勢が読み取れます。肯定的な声かけにより、先まわりした決定やせかず言葉、制止の言葉を不用意に発しないよう意識し、『人権擁護のためのセルフチェックリスト』の記入を通して自らの保育を省みています。

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
 そばについて見守る、手を添える、一緒にやってみる等、子ども一人ひとりの発達やペースに合わせた関わり方をしています。絵や写真、個人のマーク、手順表等の視覚支援をはじめ、子どもの自ら「やってみたい」「やりたい」と思う気持ちを尊重し、声をかけたり、見守りながら時には励ましたり、さりげなく援助したりして、自分で出来た達成感や満足感を味わえるようにしています。また、時にはやりたくない気持ちも尊重し、時間等余裕を持ちゆったり関わられるようにしています。保護者と送迎時や連絡ノートで個々のリズムやその日の体調等を確認し合い、一人ひとりに合わせた活動内容・休息時間に配慮し、健康診断や保健指導を通じて基本的な生活習慣の大切さを知らせており、絵本、紙芝居、ペープサート等、子どもが理解しやすい方法で働きかけています。

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
 「子どもの育ちや学びにつながる瞬間を捉え、面白さや楽しさを共に感じる」「子どもの気づきを膨らませ、試したり組み合わせたりする環境を構成する」を援助方法の手だてとし、子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境作りとして今年度は「子どもの気づきやひらめきに寄り添い探究心を高める保育教諭の援助」を研修テーマにして取り組んでいます。ジャングルジムや鉄棒等、常設の遊具だけではなく、遊びの中で工夫して使える可動式の丸太・コンテナ・タイヤ・マルチパネ等を準備し、天気の良い日には各学年の利用時間を調整して園庭に出て遊べるように環境を整えています。日々の生活や遊びを振り返り、子ども同士が意見を出し合ったり、相手の思いに耳を傾けたりする経験を繰り返す中で自分と相手の気持ちの違いに気づいたり、友達と関わりながら決まりの大切さに気づき守ろうとする態度が身につくように援助し、幼児は年末に、子どもの主体性を尊重した遊びの表現活動「生活発表会」を設けています。また、野菜の栽培をはじめ、近隣の神社や公園、河原に出かけて季節の草花で遊び、落ち葉や様々な木の実拾い等、年間計画に沿って身近な自然と触れ合う機会を作り、地域の老人会との交流会、地域行事への参加、近隣園との交流、小学校訪問等をおこない、勤労感謝訪問では近隣の病院、消防署、交番等訪問して感謝の気持ちを伝えるなど、さまざまな体験を通して子どもの生活と遊びが豊かになる保育が展開されています。

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
 特定の保育教諭がゆったりと笑顔で働きかけたり、触れ合ったりして子どもの思いを受け止め、応答的に関わっています。一人ひとりの成長や発達、興味関心に沿って、音が出たり感

触を楽しんだり、身体を動かすことが楽しくなるような玩具を用意し、意欲的に探索活動ができるよう安全な環境に留意しています。一人ひとりの生活リズムに合わせた活動で、その子なりの表情や仕草をよく捉えて応答的な関わりがなされていることが個別記録より確認できます。保護者とは毎日の連絡ノートのやり取りや登降園時の会話、保育参加会や面談の中で、園での一日の過ごし方を伝えたり、家庭での様子を把握したりして、子どもの姿や成長を伝え合い共有しています。また、毎月クラスだよりは写真付きのエピソードを載せその成長の喜びを共有しています。

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
「自分でやりたい」気持ち、「やってみよう」とする気持ち、「やってほしい」という甘えの気持ちのいずれも理解しながら、寄り添い受け止めている様子が日誌及び経過記録からも読み取れます。子どものしぐさや表情、言葉をよく捉え、気持ちを受け止めながら、相手の子に代弁したり、言葉を補ったりして子ども同士の仲立ちをしています。コロナ禍の為、基本的にクラス保育をしており、感染対策をしながら、誕生会や戸外の遊び、行事への取り組みの様子を見る機会を作って他の学年との交流を図っています。連絡ノートの家庭欄に記される親子の会話を受け止めつつ、園での友だちとの関わりの様子を知らせており、一人ひとりの成長を共に喜び合えるよう働きかけていることが伝わってきます。毎月発行するクラスだよりにエピソードを載せたり、クラス前や玄関の掲示板で写真を貼り出したりして日々の保育の様子を知らせています。

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>
3歳児は集団生活が初めての初入園児もいることから、まずは安心して園生活を送ることが出来るよう子どもの気持ちに寄り添い、自分から興味・関心のある遊びや友だちに目を向けられるような環境作りや保育をしています。自分で扱いやすい用具の選定や自分のペースで楽しめる時間と場所を保障し、担任間や学年同士で遊び環境や保育教諭の関わりを見直す話し合いを積み重ね、個々の姿に合わせて適切な関わりができるようにしています。
4歳児はやってみたいと思ったことを実現するために、繰り返し試したり、必要な素材・道具を自分で選んで使えるようにしたり、廃材置き場を設けたりして環境を整え、ゲーム遊びやごっこ遊びなど集団の中で自分の意見を伝えたり友達の意見を聞いたりする経験や友達と一緒に楽しさが膨らむ経験を積み重ねています。また、保育教諭は子どもの姿を伝え合いながらその子に合わせた援助の実践をしています。
5歳児は、集団遊びやグループに分かれての活動を意図的に取り入れたりする中で、友達と協力することの楽しさ、大切さを学べるよう、夏祭りや運動会、生活発表会などの活動を通して友達と一緒に取組むようにしています。活動の振り返りの中ではお互いに意見を言い合い、友達と一緒に考えたり、工夫したりしようとする場を持てるようにしています。
保護者には、日々の遊びや生活の様子をボードや園だより、クラスだよりで写真を交えて伝え、参加会で直接見たりすることができるようにしています。また、学校評議員会を年3回

開催し、園の様子を見て評価を受け、公開保育の案内を近隣園や小学校に送付しています。		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者と面談をして年4回個別支援計画（サポートプラン）を作成し、運動面・手先の運動・身辺自立・友だち関係・言葉・こだわりについて、出来ること、伸ばしたいことを明確にしてスモールステップで支援しています。安心して過ごせる居場所の確保やクールダウンできる部屋やコーナー、イラストで示された手順表、好きな遊びを把握し、興味を持って遊べる玩具の用意など、それぞれの特性や行動パターンに合わせて環境を整えています。また、毎月「アンパンマンの会」をおこない、小グループの活動の中で、ゆったりとした雰囲気でのびのびと活動し、成長に応じた保育ができる場を設けています。今年度は障害児支援体制サポート強化事業研修の拠点園となっており、保育を見て講師や他園の職員にカンファレンスでアドバイスをもらっています。保護者全体に対して、障害のある子どもの保育について理解を深める機会は特に設けていませんが、子ども・保護者の自然な受け入れ態勢に支えられ現在のところトラブルはありません。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍のため早番から遅番までクラス保育を基本としており、やりたい遊びが継続して楽しめるよう教材や環境を整えています。異年齢との交流はないものの、人数や発達に応じた玩具を用意して遊びを保障し、担任に見守られながら部屋の隅に仕切ったコーナーや絵本コーナーで過ごしたり、事務所の畳に布団を敷いて休んだりと家庭的な雰囲気も大切にしています。また、遅番保育時間は一日の疲れが出る時間でもあり、気温差による衣服の調節や健康状態にも気を配るとともに、水分補給やおやつ等にも配慮しています。保護者に伝えてほしいことや担任からの連絡は、確実な伝達のために園児健康チェックファイルを活用し、クラス担任から直接保護者に伝えたい内容（怪我、体調で気になる事、諸連絡など）は担任から伝えるようにしています。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>全体的な計画の中に小学校との連携を位置付け、円滑な接続を目指してアプローチカリキュラムを作成し、計画的に公開保育の実施や小学校公開授業への参加等を実施しています。（例年は小学校児童との交流が計画されていますが、感染症対策のため中止となっています）就学校が4校あり、コロナ禍で予定している交流が滞る中、小学校のグラウンドの横を歩いて散歩したり、就学時健康診断等を経て小学校を身近な存在に感じ、親しみがもてるようにしています。今年度は年長児が参加した地域の祭りが、近隣小学校の体育館を使用しておこなわれるという機会に恵まれました。また、職員が小学校の公開授業を参観し、必要に応じて小学校と直接連絡を取り合って情報を共有し連携を図っています。就学に向けての見通しが持てるよう、保護者には面談を通して子どもの成長を伝え、園長の責任のもと、クラス担任が静岡市立こども園園児指導要録を作成し進学小学校に送付しています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時に保健調査票に既往歴や予防接種状況を記入してもらい、子どもの健康にかかわる情報を得るとともに、年2回、内科健診前に問診票を配付し、予防接種の状況等、新しい情報を追記してもらい、保育手順マニュアル、静岡市立こども園事故防止安全マニュアルや毎日の健康チェックカードを活用しながら、一人一人の子どもの心身の健康状態を把握しています。子どもの体調悪化、受診が必要と思われるケガはすぐに保護者に連絡し対応を相談するとともに受診後は保護者に受診結果や子どもの様子を伝え、降園後も保護者に連絡して様子を確認しています。受診した場合は事故報告書を作成してこども園課に提出し、子どものけがについては原因と今後の対応を職員間で話し合っています。また、保健計画を作成し、年間計画に沿って発育測定や健康診断等実施してその結果を記録・保管しています。乳幼児突然死症候群に関する資料を職員に配付・周知し、1歳未満児はベビーセンスで無呼吸を確認、うつぶせ寝を避け、睡眠チェック表を利用し睡眠時の様子を把握しています。</p>		
A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>内科健診・歯科検診、尿検査、眼科検診・耳鼻科検診と、幼児は看護師立ち合いのもと視力検査、身体測定等、その結果を乳幼児健康診断票、保健調査票、歯科検診票に記録し、こども園課看護師と職員が確認・周知しています。子どもたち自身が健康への関心を高められるよう保健計画に反映して早寝、早起き、朝ごはんの大切さ、手洗い、うがい、咳エチケットなど風邪や感染予防など年齢に合わせ保育者と一緒に考える機会を作り、実践につなげています。また、年中・年長組は食後に歯磨き、フッ素洗口をおこなうとともに、年1回歯科衛生士による歯磨き指導を受け、虫歯予防と正しい歯磨きの仕方を学んでいます。保護者には事前に問診票を配付し、質問や不安に思っていることを記入してもらって健診時園医に伝えており、健診の結果はこども園課で定められている「健診結果のお知らせ」の通知をもって、必要があれば医療機関の受診を勧めるなど、子どもの健康状態を知り必要な対応ができるよう働きかけています。</p>		
A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市公立こども園での「食物アレルギー対応（実施・変更・解除）事務手続きマニュアル」の手順に沿って入園前・進級時、保護者にアレルギー確認票へ食物アレルギーの有無について記入をしてもらっています。アレルギー疾患がある場合は保護者と面談日を決め、主治医が作成した「生活管理指導票」と保護者に記入してもらった「除去食品確認表」を基に、保護者・園長・クラス責任者・調理員で確認をおこなうとともに毎月保護者、調理員、園長または副園長、担任とアレルギー会議を行い持参品の確認をしています。他の子どもたちとの相違に配慮し、理由を説明したり、物理的距離を取り手が届かない配慮もしています。また、アレルギーや熱性けいれんなど、入園時や進級時に保護者から具体的な症状や対応を確認後、職員間でも情報共有し、対応が必要な子の一覧表を作成して、与薬が必要な場合は医師の指示を与薬依頼票や薬の情報提供書で確認しています。アレルギー疾患、慢性疾患等について職員にはその対応方法をマニュアルや資料で周知し、保護者には例年、保育説明会にてアレルギー児への食事の提供について説明しています。</p>		

A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>食育の年間計画にもとづき、子どもの食についての興味や関心が広がっていくよう、野菜の栽培やクッキング、季節の食育活動、行事食の提供等をおこない、その様子を写真や食材サンプル等の展示、食育だよりで各家庭に伝えています。コロナ禍で黙食を徹底する中でも、毎月19日を「食育の日」と定めて食への関心が高まる活動を企画し、七夕そうめんや七草粥、ひな祭りの雛寿司など季節を感じる行事食の提供やクリスマスケーキの飾りつけ等、楽しい雰囲気の中で食べられるよう工夫しています。また、年齢や発達に合わせた食材の大きさ、スプーン、フォークで提供し、盛り付ける量やメニューに合わせて食器の大きさ、形を変えています。子どもが自分で食べられる量を伝えられる雰囲気作りを心がけるとともに、保育教諭が子どもに合わせて食べられる量を調節し、「食べるのが楽しい」「全部食べられた」という満足感を得られるようにしています。自ら食べてみたくなるような声掛けや食材・栄養などへの興味・関心が持てるような食育活動を意識し、給食サンプルと一緒にレシピを用意して家庭でも参考にしてもらえるようにしています。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月、園長、調理員、分掌担当により献立会議をおこなって、アレルギーや離乳食の状態を確認し、一人ひとりに適した食材や形状に配慮しています。実施状況記録表や検食簿を参考に、給食の食べ具合を調理員と共有し、その後の量、味つけ・盛り付けの工夫につなげています。また年に1回、保護者に嗜好調査を実施し、家庭での食事の様子から献立を検討しています。5月には「新茶の会」でお茶の種類や味の違いに触れたり、6月には梅ジュース作りに挑戦したりと、地域の食文化に関心をもつことができるよう趣向を凝らしています。幼児のクッキングの際は調理員が食材の名前や栄養の話をするなど、食育計画には調理員との連携が位置付けられています。公立こども園給食室衛生管理標準作業表に従って施設・設備、調理従事者の衛生管理、器具や食材の消毒、調理、配膳をおこなって衛生管理体制を確立しています。</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>乳児クラスは毎日連絡ノートを通じ、子どもの成長やエピソードを記入して日常的に情報交換し、幼児クラスは連絡ボードに写真なども用いながらその日の様子を発信しています。また、送迎時に口頭で園や家庭での子どもの様子を伝え合い、家庭との連携を図っています。コロナ禍で保育説明会を実施できず、書面にて園目標や重点目標、クラス運営について示しましたが、毎月発行する園だより、クラスだよりにより保育内容や子どもの姿を載せ、保育の意図を知らせています。また、行事や日々の生活の中での成長について送迎時やクラスだより</p>		

<p>で伝え、参加会や個人面談、行事後のアンケートなどからも一人ひとりの成長を共に喜び共有できるようにしています。家庭の状況は児童票・個別経過記録へ、面談の内容は個人面談記録表に記録しています。</p>		
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
A18	<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>送迎時、挨拶と共に子どもの日頃の様子を伝え、乳児組は連絡ノート、幼児組は保育・連絡ボードを利用して園での様子を伝えています。コロナ禍で園内の様子が把握しにくいという保護者意見も多く、日々のボードやクラスだよりには写真を含め、より多くの情報が届くよう工夫しています。また、子どもの事だけでなく何気ない会話でいつでも話せる雰囲気作りをし、保護者からの悩みや相談には迅速に対応するよう努め、相談内容によっては改めて面談日を設けています。個別面談は保護者の就労や家庭の事情などに配慮して相談の上実施し、子どものあらわれや様子から必要に応じて面談の機会を設け、保護者と共に子どもの育ちを支えられるようにしています。面談内容は必ず面談票に記録してファイルに綴り、相談を受けた職員は園長や副園長に報告し、助言や指導のもと対応する体制をとっています。面談は複数の職員でおこない、その場で即答できないと判断した際は、検討の意を保護者に伝え、後日必ず返答しています。</p>		
A19	<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>登降園時に保護者と子どもとの関わりを観察したり、子どもに不自然な怪我や傷がないか視診しています。子どもの表情や行動、つぶやき等見逃さないように関わり、衣服の状態、持ち物等を確認し、その中で気になることは写真等を活用し記録しています。連絡がなく欠席した時には電話連絡して健康状態を確認し、気になることがあった場合は、即園長に報告をおこなうとともに、児童相談所への通告を職員間で周知しています。虐待等権利侵害となる恐れがある場合には送迎時に積極的に声をかけ、必要に応じて事務室でゆっくり保護者の話を聞き、こども園が安心して相談できる場であることを伝えるとともに、必要に応じて子育て支援課や保健センターと連携し、生活面でのサポートなどにつなげています。児童相談所から作成された資料「こども園等で園児に傷・痣を見つけた場合の対応」「これって虐待」のマニュアルを職員に配布・周知し、児童相談所、駿河区子育て支援課家庭児童相談係や保健センターの保健師と連絡を取り合い情報共有しながら虐待防止に努めています。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>		
A20	<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>週日案、月の計画等で自らの保育実践を振り返り、また、クラス職員間でも保育を振り返り、</p>		

反省を保育に活かしています。自己評価は子どもの活動だけでなく、子どもの気づきやひらめき、育ち、楽しんでいるポイント等を振り返り、次の手だてや援助を考慮して記入しています。公開保育や教材研究等を通した毎月の園内研修では、子どもの興味関心や育ち、保育者の関わり、環境等について職員間で話し合い、その後の保育に活かしています。年2回の園評価は、園評価指標を用いておこない、話し合いの中では環境や支援について見直し、職員間で話し合い共有してPDCAサイクルを確立しています。さらに、基本コンセプトの視点から日常の実践を自己評価し、園評価指標とは別の視点からも振り返って集計・分析をおこない、課題から改善点を提示して、園全体の教育・保育の質の向上につなげています。